いなざわ

稲沢市下水道使用料改定案

（１）下水道事業の概要　・・・Ｐ１～５
（２）整備計画　・・・Ｐ６～９
（３）経営状況について　・・・Ｐ１０～１６
（４）下水道使用料の改定案について・・・Ｐ１７～２０

（１）下水道事業の概要

稲沢市の下水道は公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業の３事業で運営しています。

①施設の状況（処理施設）・・・Ｐ２

②施設の状況（管渠等）　・・・Ｐ３

③下水道の位置図　・・・Ｐ４

公共下水道の整備予定区域は概成を迎えつつあり、今後は下水道施設の維持管理に移行していくこととなりますが、これらの施設を適切に管理し、持続可能な運営を確保していくことが課題となっています。

また、現在は４つの使用料体系が存在しており、各事業とも「汚水を処理する」という目的は同じですが、使用料が異なることも課題となっています。

④現在の使用料体系一覧　・・・Ｐ５

（１）下水道事業の概要

①施設の状況（処理施設）

・公共下水道事業【愛知県管理】

＜流域関連公共下水道＞

日光川上流浄化センター

新川西部浄化センター

日光川下流浄化センター

・集落排水事業【稲沢市管理】

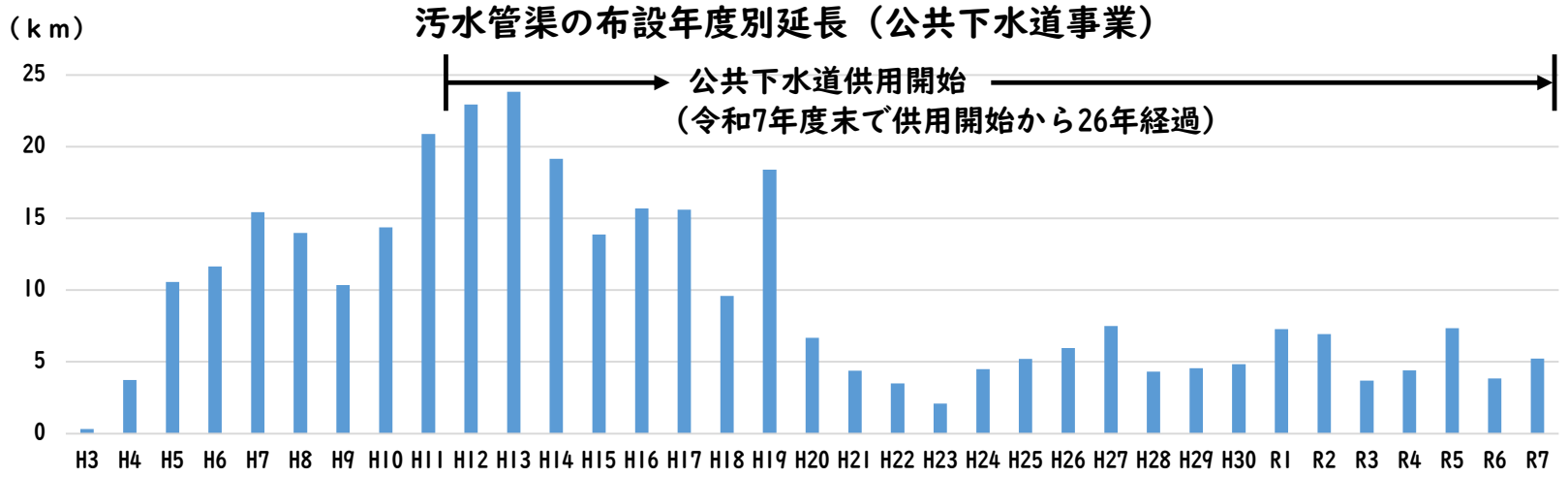
地区	＜農業集落排水施設＞	＜コミュニティ・プラント施設＞
稲沢	千代浄化センター（H10） 天池浄化センター（H11）	
祖父江	長岡東部浄化センター（H13） 長岡西部浄化センター（H22） 牧川南部浄化センター（H15）	
平和	城西・嫁振浄化センター（H3） 東城・前浪浄化センター（H5） 六輪南部浄化センター（H7） 丸渕浄化センター（H8） 三宅浄化センター（H9）	平六コミプラ浄化センター（H12）

※（　）書きは供用開始年度

（１）下水道事業の概要

②施設の状況（管渠等）

本市が所有している下水道施設の管渠、マンホールポンプ及び雨水調整池は下記のとおりです。

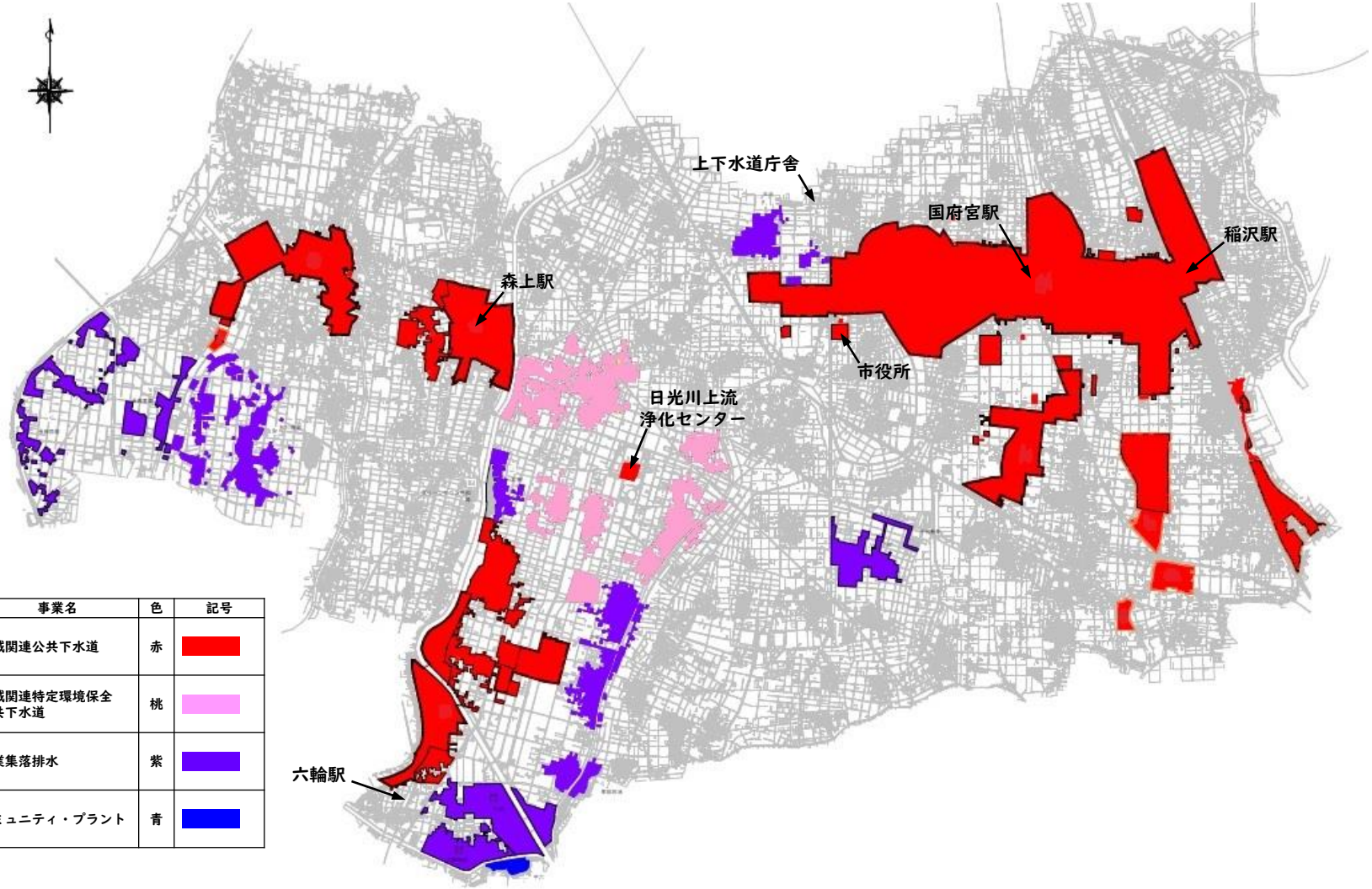


＜令和7年度末時点＞

事業名			公共下水道事業	集落排水事業		合計
区分			公共下水道	農業集落排水	ｺﾐｭﾆﾃｨ・ﾌﾟﾗﾝﾄ	
管渠延長	425km	汚水管（分流式）	333km	74km	2km	409km
		雨水管	16km	0m	0m	16km
マンホールポンプ			43箇所	102箇所	1箇所	146箇所
雨水調整池			7箇所			7箇所

（１）下水道事業の概要

③下水道の位置図



事業名	色	記号
流域関連公共下水道	赤	
流域関連特定環境保全公共下水道	桃	
農業集落排水	紫	
コミュニティ・プラント	青	

（１）下水道事業の概要

④現在の使用料体系一覧

市町村合併を経て、現状では４つの使用料体系が存在し、公共下水道と農業集落排水（稲沢・祖父江）については、０㎥から１０㎥の排水まで使用料金が変わらない基本水量制を採用しています。（最終改定：H17年度）

※公共下水道

使用料金（１月につき）			
基本料金		超過料金	
排水量	金額	排水量	金額（1㎥につき）
10㎥まで	1,100円	11㎥～20㎥	110円
		21㎥～30㎥	130円
		31㎥～50㎥	160円
		51㎥～100㎥	180円
		101㎥～500㎥	210円
		501㎥～	250円
湯屋用 100㎥まで	4,300円	1㎥当たり	60円

※農業集落排水（平和）

使用料金（１月につき）		
基本料金	超過料金	
	排水量	金額（1㎥につき）
600円	1㎥～10㎥	80円
	11㎥～20㎥	90円
	21㎥～30㎥	110円
	31㎥～50㎥	130円
	51㎥～100㎥	150円
	101㎥～	160円

※農業集落排水（稲沢・祖父江）

使用料金（１月につき）			
基本料金		超過料金	
排水量	金額	排水量	金額（1㎥につき）
10㎥まで	1,000円	11㎥～20㎥	100円
		21㎥～30㎥	130円
		31㎥～40㎥	160円
		41㎥～50㎥	190円
		51㎥～	220円

※コミュニティ・プラント

使用料金（１月につき）		
基本料金	超過料金	
2,000円	1㎥当たり	90円

※表中の金額は、税抜き表示。

【参考】1か月20㎥使用した場合（税込）
- 公共下水道 ・・・2,420円
- 農業集落排水（稲沢・祖父江） ・・・2,200円
- 農業集落排水（平和） ・・・2,530円
- コミュニティ・プラント ・・・4,180円

（２）整備計画

事業運営・維持管理の効率化、老朽化リスク、災害リスクの低減を図るため、以下の整備計画に基づき、持続可能な下水道事業としていくために取り組んでいます。

①ストックマネジメント計画　・・・Ｐ７

②下水道総合地震対策計画（第３期）・・・Ｐ８

③広域化・共同化計画　・・・Ｐ９

（２）整備計画

①ストックマネジメント計画

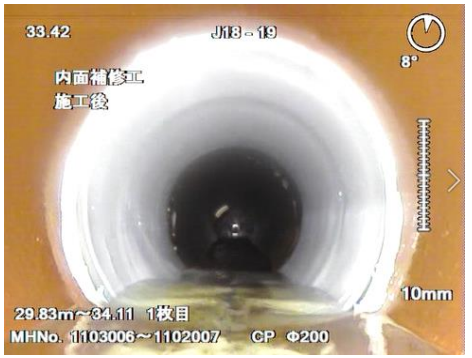
ストックマネジメント計画（令和４年度策定）に基づき、維持管理の効率化を図ることで、老朽化リスク、災害リスク、財政負担等の低減を図り、下水道施設の健全化・経営の適正化に努めています。

＜従来＞
事後保全型及び時間計画保全
施設の劣化状態が不明であり、経過年数75年を目安として、改築を実施した場合でも、今後１００年で年最大30億円、合計で300億円以上の予算が必要となります。

転換が必要

＜今後＞
予防保全型（ストックマネジメント計画）
計画的に点検・調査、修繕・改築を実施することで、効率的に施設の健全化、長寿命化を図り、維持管理経費の縮減、平準化に努めます。当面の間は年間1億円程度の予算を確保していく見込みです。
（今後、施設の老朽化及び点検・調査結果により、年間２億円程度の予算確保が必要となる可能性も有ります。）





上段:内面補修前　下段:内面補修後

（２）整備計画

②下水道総合地震対策計画（第３期）

南海トラフ地震（最大震度6程度）クラスの地震動に対して、重要な幹線等において、流下機能の確保及び二次災害発生防止のための機能を確保するための計画です。

これまで平成27年度からの10年間で、優先順位に応じ地震対策を実施しました。

令和７年度から令和16年度にかけての第３期計画で地震対策を完了する見込みです。

これまでの実績（第１期計画H27～R1・第２期計画R2～R6）
＜対策内容＞　【事業費4.8億円】
- 管渠更生（1.7ｋｍ）
- マンホール浮上防止対策(45基)
- マンホールトイレ整備(避難所5箇所)

今後の予定（第３期計画R7～R16）
＜対策内容＞　【事業費5.9億円】
- マンホール浮上防止対策(208基)
- マンホール本体耐震対策(4基)
- マンホールトイレ整備(避難所10箇所)





マンホール浮上防止対策の様子

（２）整備計画

③広域化・共同化計画

施設の改築更新のタイミングに合わせ、施設を統廃合し、改築更新費の削減や維持管理費の低減を図るため、令和7年度に汚泥リサイクル処理センターを公共下水道に接続しました。

今後は、農業集落排水施設（５地区）及びコミュニティプラント(１地区)を令和15年度までに広域化・共同化事業（１４億円）により公共下水道へ接続（統廃合）する予定で、これにより（1千万円／年・１施設）のコストダウンを見込んでいます。

※接続済

・公共下水道事業

し尿処理場：令和７年度

（汚泥リサイクル処理センター）

※接続予定時期

・集落排水事業

＜農業集落排水施設＞

天池浄化センター：令和11年度

三宅浄化センター：令和12年度

東城・前浪浄化センター：令和13年度

丸渕浄化センター：令和14年度

牧川南部センター：令和15年度

＜コミュニティ・プラント施設＞

平六コミプラ浄化センター：令和13年度

（３）経営状況について

将来にわたって事業を安定的に継続するため、公共下水道事業経営戦略及び集落排水事業経営戦略を策定しています。令和１６年度までの収支計画では、下水道事業を運営するために**多額の一般会計からの繰入金が必要**となっていることがわかります。

①公共下水道事業の収支実績及び計画　・・・Ｐ１１
②集落排水事業の収支実績及び計画　・・・Ｐ１２
③下水道事業への公費負担について　・・・Ｐ１３
④一般会計繰入金の状況　・・・Ｐ１４

また、**汚水処理の経費に対して下水道使用料のみで賄えていない**状態であり、下水道を使用しない方以外も負担する一般会計からの**基準外繰入で不足分を補っています**。

⑤使用料単価実績　・・・Ｐ１５
⑥使用料単価、汚水処理原価の比較図（公共下水道事業）　・・・Ｐ１６

（３）経営状況について

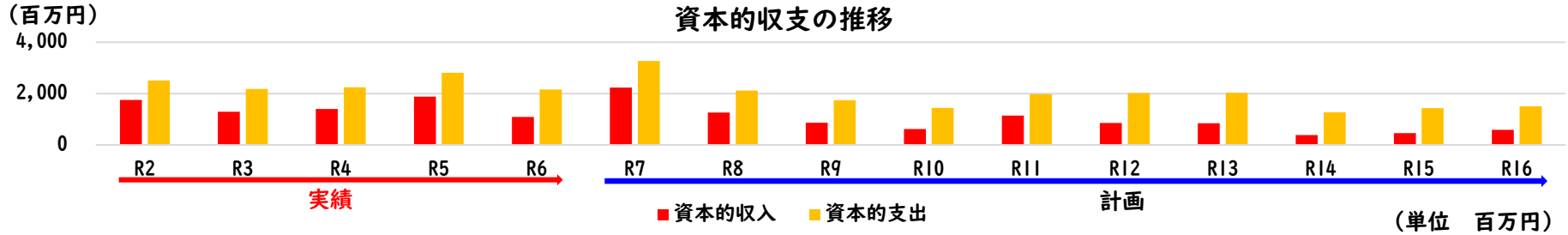
①公共下水道事業の収支実績及び計画（経営戦略より（令和７年３月改定））



（単位　百万円）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益的収入	1,804	1,885	1,839	1,866	1,919	1,989	2,075	2,117	2,148	2,208	2,298	2,356	2,394	2,444	2,459
収益的支出	1,809	1,849	1,780	1,782	1,866	1,952	2,003	2,040	2,066	2,115	2,199	2,258	2,309	2,371	2,402
当年度純利益	△ 5	36	59	84	53	37	72	77	82	93	99	98	85	73	57

集落排水事業の編入及び接続率の向上により、収益的収支（維持管理経費等）は増加見込みです。



（単位　百万円）

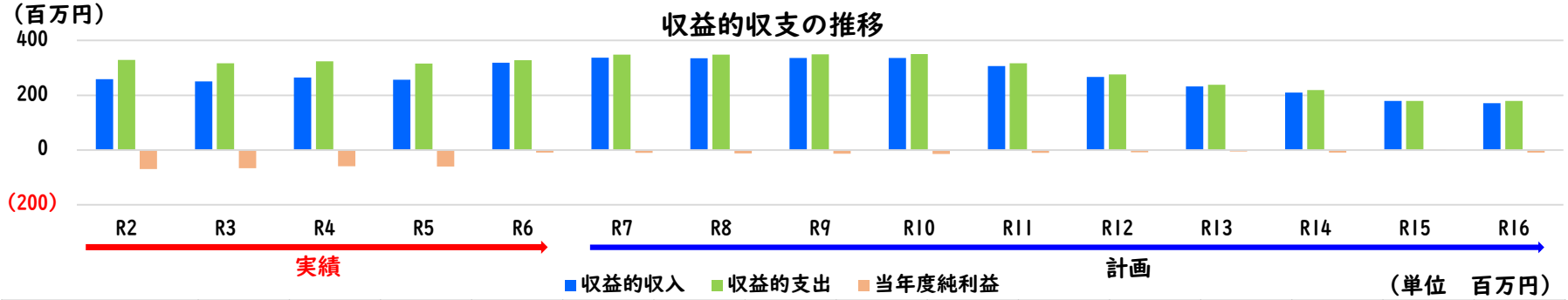
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
資本的収入	1,754	1,297	1,400	1,882	1,091	2,239	1,265	870	627	1,144	859	845	388	464	589
資本的支出	2,521	2,184	2,247	2,821	2,168	3,279	2,120	1,751	1,446	1,979	2,021	2,041	1,272	1,440	1,514

※令和７年度は令和６年度からの繰越事業を含む

広域化・共同化計画を推進しますが、普及拡大の一段落（R9）及び企業債償還金の減等により、資本的支出（建設改良費等）は緩やかな減少見込みです。

（３）経営状況について

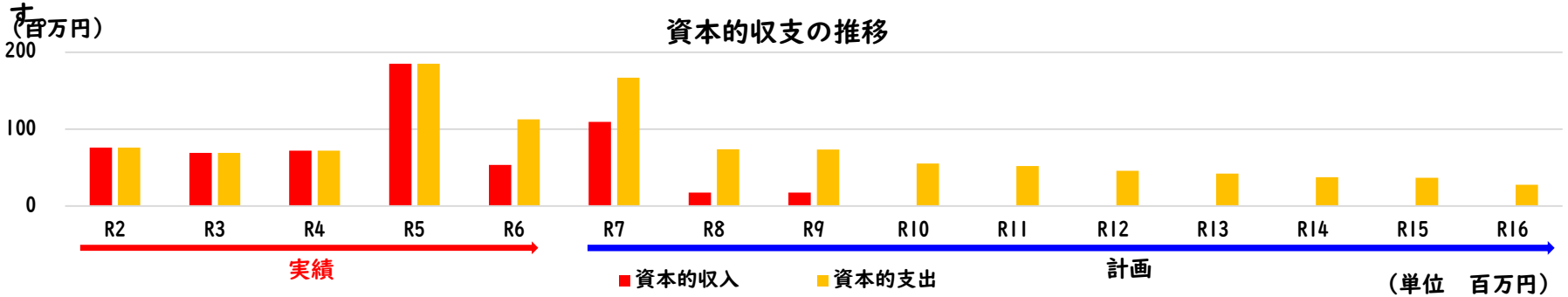
②集落排水事業の収支実績及び計画（経営戦略より（令和７年３月改定））



（単位　百万円）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益的収入	259	250	265	256	319	337	336	336	336	306	267	232	210	179	171
収益的支出	329	317	324	316	328	348	349	349	350	317	276	238	219	179	180
当年度純利益	△ 70	△ 67	△ 59	△ 60	△ 9	△ 11	△ 13	△ 13	△ 14	△ 11	△ 9	△ 6	△ 9	0	△ 9

公共下水道事業への編入により、収益的収支（維持管理費等）は減少見込みです。



（単位　百万円）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
資本的収入	76	69	72	185	54	109	18	18	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出	76	69	72	185	113	167	74	74	55	52	46	42	38	37	28

※令和７年度は令和６年度からの繰越事業を含む

企業債償還金の減や、新たな整備予定がないため、資本的支出は緩やかな減少見込みです。

（３）経営状況について

③下水道事業への公費負担について

公営企業は基本的に料金収入で事業自体の費用を賄う独立採算制を原則としていますが、下水道事業は事業費の一部を公費で負担（一般会計繰入金）することが前提となっています。

総務省は、地方公営企業へ拠出する一般会計繰入金の基準を定めており、分流式下水道に要する経費、雨水処理に要する経費などについては、下水道事業の公共性から、一般会計で負担するべき経費（基準内繰入金）と考えられています。

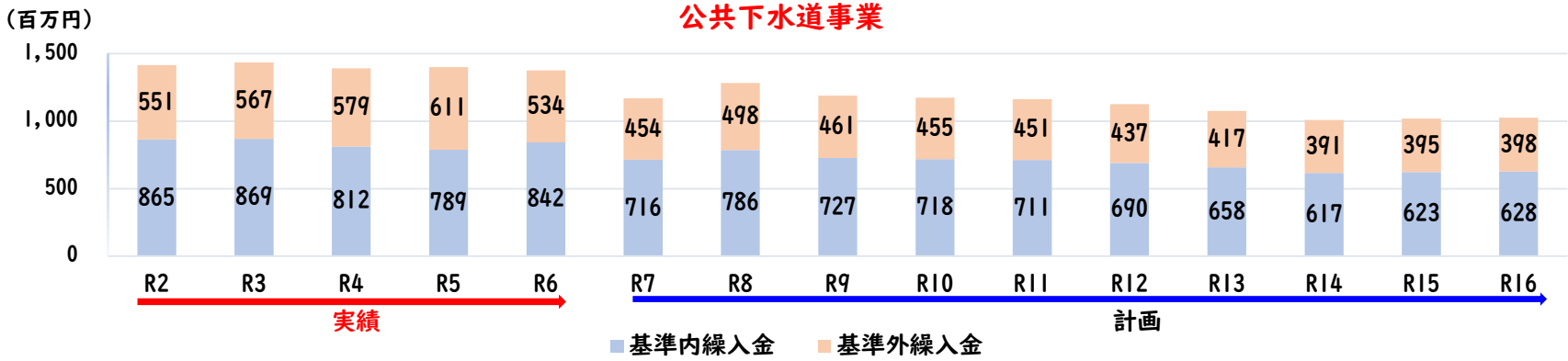
使用料収入及び基準内繰入金だけでは不足する場合には、一般会計から繰り出す基準外繰入金で補填しています。

※下水道事業費用の負担の考え方

- 公衆衛生の向上　→　下水道使用料対象経費
- 公共用水域の水質保全　→　公費（一般会計）負担
 「分流式下水道等に要する経費」等
- 浸水の防除　→　公費（一般会計）負担
 「雨水処理に要する経費」

（３）経営状況について

④一般会計繰入金の状況



過去に高利で借り入れた企業債の償還が進むため、一般会計からの繰入金は緩やかな減少見込みですが、引き続き多額の経費が必要となります。



過去に高利で借り入れた企業債の償還が進むため、一般会計からの繰入金は多少の減少見込みです。

（３）経営状況について

⑤使用料単価実績

＜令和6年度実績＞

項目	数式	公共下水道事業	集落排水事業	
			農業集落排水施設	ｺﾐｭﾆﾃｨ･ﾌﾟﾗﾝﾄ施設
使用料収入（円/年）	①	747,010,990	79,336,600	9,037,980
汚水処理費（円/年）※1	②	811,022,072	95,684,400	16,508,322
年間有収水量（㎥/年）	③	5,283,487	637,901	43,022
使用料単価（円/㎥）	④＝①／③	141.4	124.4	210.1
汚水処理原価（円/㎥）	⑤＝②／③	153.5	150.0	383.7
経費回収率（%）	④／⑤×100	92.1	82.9	54.7

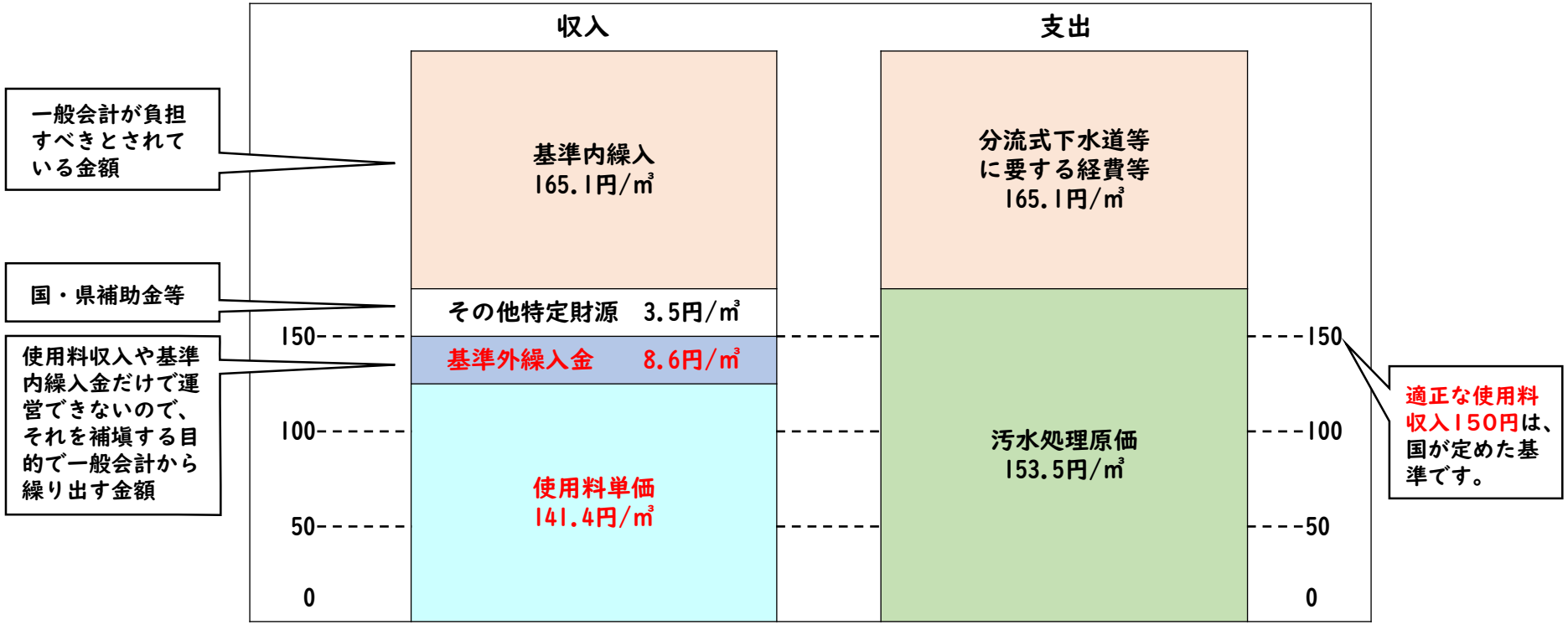
※1　汚水処理費は公費負担分を除いた値

・令和６年度の使用料単価実績は公共下水道は141.4円/㎥、農業集落排水は124.4円であり、国の定める適正な使用料単価 150円/㎥※2 を満たしておらず、不足分を基準外繰入として一般会計が負担しています。
（不足額は公共下水道：約４千５百万円、農業集落排水：約１千６百万円）
・一般会計からの基準外繰入を削減するために、使用料単価150円/㎥を目指す必要があります。

※2　現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、家庭用使用料3,075円/20㎥・月（H15決算値）であること等にかんがみ、まずは使用料単価を150円/㎥（家庭用使用料3,000円/20㎥・月）に引き上げること。
平成17年1月21日全国財政課長・市町村課長合同会議資料より抜粋

（３）経営状況について

⑥使用料単価、汚水処理原価の比較図（公共下水道事業）



（４）下水道使用料の改定について

安定した経営を維持するために、稲沢市水道料金等審議会で使用料の適正化について審議していただきました。

その中で、**使用料の統一**、**基本水量の廃止**及び、使用料単価 １５０円/㎥を目指すことで、**一般会計からの基準外繰入を削減**することが妥当であるとの答申を受けたことから、改定案を取りまとめました。

①料金改定の背景と理由　・・・Ｐ１８

②改定のポイント　・・・Ｐ１８

③料金改定案　・・・Ｐ１９

④料金改定案での使用料金の目安・・・Ｐ２０

（４）下水道使用料の改定について

稲沢市水道料金等審議会における料金適正化に向けた審議を経て

公共下水道使用料改定（令和10年10月１日改定予定　平均改定率6.0%）

農業集落排水及びｺﾐｭﾆﾃｨ･ﾌﾟﾗﾝﾄの使用料を公共下水道使用料に統一 が必要との判断に至りました。

①料金改定の背景と理由

基準外繰入の削減

整備区域外の市民も負担する一般会計からの基準外繰入を削減する必要があります。

料金の統一と施設の集約

使用者間の公平性の観点から、四つの料金体系を統一するとともに、農業集落排水等を公共下水道に編入し維持管理費の低減を図る必要があります。

機能強化

物価高騰等の状況が見込まれますが、災害に強い下水道を目指して下水道管の耐震化・老朽化対策を引き続き推進する必要があります。

②改定のポイント

- 使用料単価150円/㎥を目指すことで、一般会計に負担をかけている基準外繰入を削減します。
- 使用者の負担の公平性を図るため、低水量の方の使用料が変わらない基本水量制を廃止します。
- 公共下水道、農業集落排水及びコミュニティ・プラントの使用料は使用者の多い公共下水道の使用料体系を基本として統一することで、単独で改定を実施するよりも影響額を抑え、全ての下水道使用者の不公平感の解消を図ります。
- 使用料累進最大単価(250円)は県内でも上位に位置しているため、据え置きとし、改定により大きな影響を受ける大口使用者(農業集落排水)に対しては、激変緩和措置を講じます。
- 農業集落排水等の公共下水道への編入を考慮すると共に、使用者の負担を緩和するため、水道料金の改定から１年後の令和10年10月１日に下水道使用料を改定します。

（４）下水道使用料の改定について

③料金改定案

※　　は令和６年度の対象者無し

1か月当たり（税抜）		現行使用料				改定案		改定額（改定率）			
		公共下水道	農業集落排水		コミュニティ・プラント	公共下水道 コミュニティ・プラント	農業集落排水	公共下水道	農業集落排水		コミュニティ・プラント
			稲沢 祖父江	平和					稲沢 祖父江	平和	
基本使用料		1,100円	1,000円	600円	2,000円	900円		△200円（△18.2%）	△100円（△10.0%）	＋300円（＋50.0%）	△1,100円（△55.0%）
従量使用料	～10㎥	－	－	80円	90円	40円		＋40円（皆増）	＋40円（皆増）	△40円（△50.0%）	△50円（△55.6%）
	～20㎥	110円	100円	90円		110円		＋0円（＋0.0%）	＋10円（＋10.0%）	＋20円（＋22.2%）	＋20円（＋22.2%）
	～30㎥	130円	130円	110円		140円		＋10円（＋7.7%）	＋10円（＋7.7%）	＋30円（＋27.3%）	＋50円（＋55.6%）
	～40㎥	160円		130円		160円		±0円（±0.0%）	＋30円（＋23.1%）	＋30円（＋23.1%）	＋70円（＋77.8%）
	～50㎥		190円						△30円（△15.8%）		
	～100㎥	180円	220円	150円		180円			△40円（△18.2%）	＋30円（＋20.0%）	＋90円（＋100.0%）
	～500㎥	210円		160円		210円			△10円（△4.5%）	＋50円（＋31.3%）	＋120円（＋133.3%）
	500㎥超	250円				250円	220円		±0円（±0%）	＋60円（＋37.5%）	＋160円（＋177.8%）

500㎥未満の使用料を統一し、農業集落排水の500㎥超を220円（現行の稲沢・祖父江と同額）に抑えることで、農業集落排水（平和）の大口事業者の激変緩和を図り、２年後に250円に統一します。

（４）下水道使用料の改定について

④料金改定案での使用料金の目安

モデルケース別の使用料増加（１ヶ月の使用料・税込）

※　　は令和６年度の対象者無し

世帯人数（平均水量）	現行使用料				改定案		増加額（増加率）			
	公共下水道	農業集落排水		コミュニティ・プラント	公共下水道 コミュニティ・プラント	農業集落排水	公共下水道	農業集落排水		コミュニティ・プラント
		稲沢 祖父江	平和					稲沢 祖父江	平和	
１人（8㎥）	1,210円	1,100円	1,364円	2,992円	1,342円		＋132円（＋10.9%）	＋242円（＋22.0%）	△22円（△1.6%）	△1,650円（△55.1%）
２人（15㎥）	1,815円	1,650円	2,035円	3,685円	2,035円		＋220円（＋12.1%）	＋385円（＋23.3%）	±0円（±0%）	△1,650円（△44.8%）
３人（20㎥）	2,420円	2,200円	2,530円	4,180円	2,640円		＋220円（＋9.1%）	＋440円（＋20.0%）	＋110円（＋4.3%）	△1,540円（△36.8%）
４人（23㎥）	2,849円	2,629円	2,893円	4,477円	3,102円		＋253円（＋8.9%）	＋473円（＋18.0%）	＋209円（＋7.2%）	△1,375円（△30.7%）
大口事業者①（1,000㎥）	247,170円	237,050円	173,250円	101,200円	247,500円	231,000円	＋330円（＋0.1%）	△6,050円（△2.6%）	＋57,750円（＋33.3%）	＋146,300円（＋144.6%）
大口事業者②（2,000㎥）	522,170円	479,050円	349,250円	200,200円	522,500円	473,000円	＋330円（＋0.1%）	△6,050円（△1.3%）	＋123,750円（＋35.4%）	＋322,300円（＋161.0%）